**審判資格について（案）**

一般社団法人日本ボクシング連盟審判委員会

[公認審判員の等級]

Ａ級　レフリー/ジャッジ，ジャッジ　　全国大会の審判を務めることができる。

Ｂ級　レフリー/ジャッジ，ジャッジ　　ブロック大会の審判を務めることができる。

Ｃ級　レフリー/ジャッジ，ジャッジ　　各都道府県大会の審判を務めることができる。

1. Ｂ級以上の審判員は４年度毎の資格とする。
2. ブロック大会以上の競技会では競技開始前に審判委員会委員によるセミナーを開催し，受講した審判員がその競技会に参加できる。
3. 資格更新のためにはその４年間に当該級の審判員として活動したことが条件となる。
4. 役員登録しない場合は資格が失効となる。
5. 原則として審判員の定年については,会長の承認を受けた審判委員会委員以外の審判員（Ｒ／Ｊ）は満６０歳になる年度までの活動とする。ただし，Ｃ級審判員として所属都道府県の競技会に参加する場合は，都道府県連盟会長が日本連盟会長に定年延長申請をし、それが認められた　　場合は満６５歳になる年度まで活動することができる。
6. **競技会や審判試験では審判手帳、役員証の確認を受けなければならい。**

１　受験資格

Ｃ級：１８歳以上で２年以上の実際的経験を持つかマネージャーや指導者としてボクシングに関わ　りこれと同等以上と認められる者。

Ｂ級：Ｃ級Ｒ／Ｊを取得し，都道府県連盟の大会で実際的な経験を積み都道府県連盟の会長，審判長

から推薦を受けた者。

Ａ級：Ｂ級Ｒ／Ｊを取得しブロック大会で実際的経験を積みブロック連盟会長，審判長から推薦を受

けた競技規則に精通した人格優秀な者。

　　　　※同年度に上級資格を続けて受験することはできない。（例：Ｃ級ＪからＣ級Ｒ）

日本連盟に登録がなければ受験することはできない。

　　 ブロックＤＳ：Ｂ級Ｒ／Ｊ以上を取得していて，ブロック連盟会長，審判長から推薦を受けた

競技規則に精通した人格優秀な者。

|  |
| --- |
| 特例措置　全日本選手権・国際大会等で優秀な成績を収めた者で，人格優秀な者については，特別講習により審判資格を与える事ができる。 |

２　公認審判員等認定試験

Ａ級試験

原則として全国大会時に３日間で実施する。日本連盟審判委員会が講習及び試験を行い，日本連盟が公認する。

ブロックＤＳ・Ｂ級・Ｃ級試験

ブロック連盟の要請により２日間でブロック連盟と開催地都道府県連盟が実施する。原則として２名の日本連盟審判委員会委員が講習及び試験を行い，日本連盟が公認する。

３　受験料　Ａ級試験　１５，０００円

ブロックＤＳ・Ｂ級・Ｃ級試験　５，０００円～１０，０００円（開催地裁量）

※ブロックＤＳ・Ｂ級・Ｃ級の受験料はブロック連盟が管理して開催のための予算に充てる。

４　ブロックＤＳ・Ｂ級・Ｃ級試験内容

|  |  |
| --- | --- |
| １日目 | ２日目 |
| 競技規則等講習 | レフリー/ジャッジ採点機等実技講習 | 競技規則等筆記試験 | レフリー/ジャッジ実技試験 |
| ３時間 | ２時間 | １時間 | Ｒ…　３試合以上Ｊ…１０試合以上ＤＳ…１０試合以上 |

※開催地は受験者の登録を確認し,開催前までに実技準備及び書類の準備を終了しておくこと。

また,実技講習および試験に必要なスパーリングか競技を受験者人数の３倍以上準備すること。

５　ブロックＤＳ・Ｂ級・Ｃ級試験、講師等旅費日当規定

講師等の旅費・日当は主催ブロック連盟負担とする。また連絡通信費及び資料作成費として　　　１０,０００円を日本連盟に納入する。

講師等旅費　　※連絡通信費及び資料作成費、日当はセコンド講習試験とは別途である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交通費 | 日　当 | 宿泊費 |
| 実費…電車計算100㎞以上は特急指定料金 | １日１０，０００円 | 実　費 |
| 離島等の場合は飛行機 | 補助者は１日５，０００円 | １泊３食 |

６　認定料等　　Ｃ級１０，０００円　　Ｂ級１５，０００円　　Ａ級２０，０００円

ワッペン料**５，０００円**（Ａ・Ｂ・Ｃ級）

**※合格者の認定料は、各都道府県連盟で合格者氏名通知後１カ月以内に一括して納入し,その内訳を日本連盟にFAXまたはメールで報告すること。認定料を納入しなければ審判員として活動できない。**

７　更新手続き

公認審判員（Ａ級・Ｂ級）・ブロックＤＳ

　　　　趣　　旨　競技規則を理解し、適正に運用するため。

　　　　更新期限　取得年度または更新時から４年目の役員登録時に更新についての手続きをおこなう。

　　　　　　　　　※競技規則改正等により義務講習を開催することがある。

　　　　実績確認　更新期限時の役員登録時に資格更新申請書・健康診断書・過去４年間の審判手帳の写しを都道府県連盟が取りまとめて提出する。書類はメールでも日本連盟に送信すること。

* 但し次の者は資格更新対象外（受講、受験の必要なし）とする。

日本連盟公認ＤＳおよび日本連盟審判委員会委員と国際審判員。

※但し国際審判員については，国際大会に期間内に参加したものとする。

　　　　更新料　５，０００円（都道府県連盟が取りまとめて日本連盟に納入すること）

　　　　その他　４年間活動実績がない場合は認定されていた級のジャッジからの再受験とする。

　　　　　　　　 　競技での安全管理や管理能力に問題があるときは降格となる場合がある。

 審判員として活動しているが更新しない審判員は一つ下の級に降格となる。

　　　　　　 　　　更新しないＤＳは資格が失効となり大会に参加できない。

　　　　 更新したＤＳ(ブロック)は更新認定料２０，０００円を納入する。

　　　　　　　　 　この規定は平成30年度から施行する

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施行日：２０１８年４月１日